

論点に対する回答

分 野	電子署名の更なる普及に向けた環境整備
省 庁 名	法務省、デジタル庁
<p>電子署名の更なる普及に向けた環境整備に関し、利用者からは次の意見があるところ、下記論点につきご回答願う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド型の電子署名については、裁判で押印と同様の法的効果を有すると判断されるか依然不明確であることが課題。 ・企業間取引におけるDXを推進していくためには、まず取引を電子化することが必要。契約書の電子化は、取引の電子化の第一歩である。しかし、企業間取引において、「電子署名サービスの利用」や「利用する電子署名サービス」について合意できないケースが多々発生しており、契約書の電子化を阻んでいる。 	
<p>論点 1 利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスについて</p> <p>(1) <u>電子署名法第3条に規定する電子署名に該当する要件について</u></p> <p>下記意見に対する見解如何。</p> <p>2020年9月「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービス（以下「サービス提供事業者型電子契約サービス」という。）に関するQ&A（電子署名法第3条関係）」（以下「3条Q&A」という）の問4において、利用者の身元確認が必須と誤解される記述が企業に対して混乱を与えた（同年11月17日の第3回デジタルガバメント ワーキング・グループ資料3-2-1において「要件として求めている」旨が3省によって確認された）ため、<u>第3条に規定する電子署名に該当する要件としては、利用者の身元確認は不要である旨分かりやすく改訂すべき。</u></p> <p>また、そもそもの要件が明確ではないという指摘もあるところ、3条Q&Aの問2において<u>十分な水準の固有性を満たしていること（固有性の要件）として「①利用者とサービス提供事業者の間で行われるプロセス及び②①における利用者の行為を受けてサー</u></p>	

ビス提供事業者内部で行われるプロセスのいずれにおいても十分な水準の固有性が満たされている」と示された各要件について、3条の適用に二要素認証が必須ではないことを回答されたように、技術中立性を確保しつつ、サービス提供事業者側の技術に詳しい人から技術・運用の状況を聴取しつつ、どのような場合が該当し得るかを分かりやすく明示していくなどの改訂をすべき。

【回答1－(1)】

- ・ 3条Q & Aにおいて、電子署名法3条に規定する電子署名に該当する要件として、電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人との同一性が確認される（いわゆる利用者の身元確認がされる）ことを求めている点については従前に回答したとおりである。他方で、実際の裁判において、電子文書に付された電子署名が電子文書の作成名義人の意思に基づいてされたものであるかが判断されるに当たって、いわゆる利用者の身元確認がされることが重要な要素になると考えられるところ、Q & Aを改訂する場合には、電子署名法第3条の適用において、いわゆる利用者の身元確認が不要である又は問題とならないといった誤解も招くことのないようにする必要があると考える。
- ・ 3条Q & Aにいう二要素認証が十分な水準の固有性を満たすための措置の例を示したものである点については従前の回答のとおり。他方で、十分な水準の固有性を満たす措置としてどのようなものが考えられるかについては、電子署名法3条が「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理すること」と規定していることにも留意して検討する必要があると考える。
- ・ 上記の点を踏まえ、認証事業に係る有識者やサービス提供事業者等の意見を参考にして、3条Q & Aについてどのような改訂が可能か、検討したい。

(2) 実際の裁判において電子署名法第3条の推定効が認められる要件について

上記(1)に併せて、「3条Q & A」問4の内容を下記のように明確化すべきと考えるが見解如何。

実際の裁判において電子署名法第3条の推定効が認められるには、①電子文書に電子

署名法第3条に規定する電子署名が付されていること（3条Q&Aの間2で示された十分な水準の固有性を満たすこと）だけでは不十分であり、②上記電子署名が本人（電子文書の作成名義人）の意思に基づき行われたものであることも必要であるところ、電子契約サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性が確認される（いわゆる利用者の身元確認がなされる）ことが重要な要素になると考えられる。

【回答1－（2）】

御指摘の文案を参考に、回答1－（1）と同様、認証事業に係る有識者等の意見を参考に検討したい。

（3）身元確認の水準及び方法やなりすまし等の防御レベルについて

電子契約サービスを選択する際の留意点として、実際の裁判において作成名義人の意思に基づき電子署名が行われているとして電子署名法第3条の推定効が認められると考えられる「身元確認の水準及び方法やなりすまし等の防御レベル」について、最終的には裁判所の判断に委ねられるべき事柄ではあるものの、下記の意見も踏まえつつ、一般論としてその内容を3条Q&Aにおいて明確化すべきと考えるが見解如何。

一定のアカウント保有者やメールアドレス等の実際の作成者と紐づける情報と、実際の作成者本人とを結びつける情報との整合性の確認は、身分証明書等の提示等のみならず、契約当事者双方の交渉が継続されておりその内容が確認されていることや、電子メール・電子的な情報の授受以外の場面において契約当事者間で対面等の方式での立証ができることも含めて、広く存在し得ると考えられるのではないか。また、このような情報の整合性の確認は、電子契約サービス側のみならず、実際の契約実務での取引の進行等も重要な要素になり得ることを明確にすべき。

【回答1－（3）】

電子署名法第3条の推定効が認められると考えられる「身元確認の水準及び方法やなりすまし等の防御レベル」について、一般論として明確化することのできる部分があるのか、また、御意見中にある「整合性の確認」の態様が、一般論として明確化することのできる内容であるのかについては慎重な検討が必要であると考えられる。

なお、令和2年5月12日第10回成長戦略ワーキング・グループにおいて、「電子署名法第三条の推定効が働かない場合であっても、個別の事情に

照らして電磁的記録の真正な成立を裁判所が認定することは可能」であり、「電子契約事業者において当該電磁的記録に電子署名が行われた状況等の個別の事情を立証することによって、当該電磁的記録が真正に成立したものであることを証明し得ると認識している」旨回答している。

論点2 商業登記に基づく電子認証制度について

行政手続の書面・押印義務の廃止の徹底や民間での電子取引推進を念頭に、企業間の電子手続利用及び電子契約の推進に向けて、本制度の利便性を高めることも考え得る。商業登記電子証明書は、現状、取得に費用がかかり、ローカル署名での利用しかできない等の課題があると考えられるが、取得費用の低減・無料化や、電子証明書の取得・使用に関するUXの改善等に対する見解如何。

【回答2】

発行時における利用者の負担軽減の観点から、印鑑証明書と同程度の費用で取得することのできる電子証明書の区分を新たに設けることができないか検討中である。また、利用者の利便性の向上の観点から、令和7年度中に運用開始予定の次期電子認証システムにおいては、リモート署名方式を導入する方向で、現在デジタル庁及び法務省において仕様の詳細等を検討しているところである。